

『造形デザイン』の知財判決紹介（24）

— 「視覚を通じて美感を起こさせるもの」の認定—

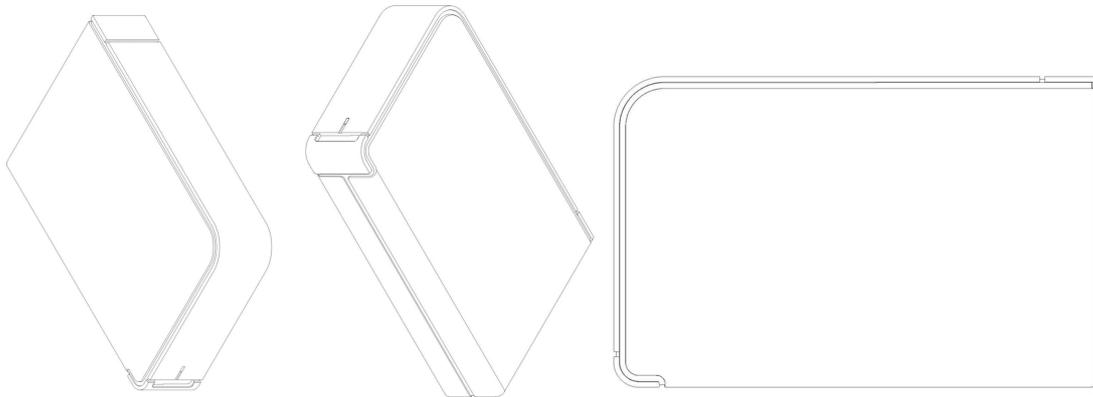
大阪地判令和2年5月28日〔データ記憶機〕平成30年（ワ）第6029号

【事件の概要】

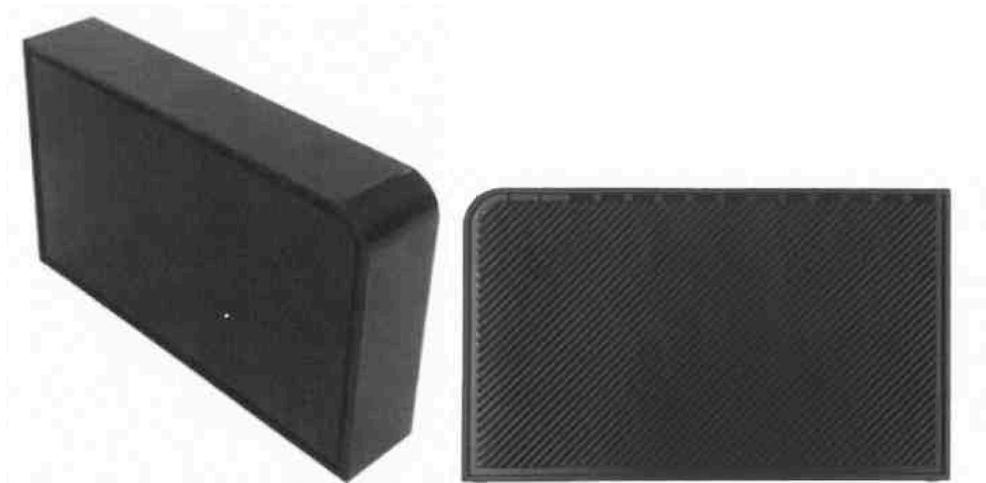
本件は、意匠に係る物品を「データ記憶機」とする意匠権（意匠登録第1409214号）を有する原告が、被告の製造、販売する「データ記憶機」及び「そのケース」の意匠は本件意匠に類似するなどとして、被告製品の製造等の差止め等を請求するとともに、損害賠償金等を請求したもので、両意匠は類似と判断され、被告製品の製造等の差止め等、及び損害賠償金等の支払いが命じられた事例である。なお、両意匠についての判定2019-600019（令和1年12月20日判定）では、両意匠は非類似とされている。

裁判所は、両意匠に共通する基本的構成態様として、「プレート」が「平面及び正面に…形成されている」と認定している。しかし、両意匠について、視覚を通じて美感を起こさせるまともある基本的形状等を素直に認定するならば、本件登録意匠は、「全体が略扁平直方体で、正面上下部の2角を湾曲面とし、平面と正面及び底面に若干回り込んで、本体に溝を設けてプレートを形成した態様」であり、被告意匠は、「全体が略扁平直方体で、正面上部の角を湾曲面とし、正面背面平面底面の4周囲に、本体に溝を設けてプレートを形成した態様」である。両意匠のプレートを、「平面及び正面に…形成されている」と認定することは、まとまった形態（ゲシュタルト）としてのプレート全体から、無理やり言葉の上で「平面及び正面」のみを切り離すことである。プレート全体の一部である「平面及び正面」部分のみでは、視覚を通じて美感を起こさせる意匠ではない。むしろ、両意匠は、プレートの基本的構成態様において明らかな相違があり、さらに、プレート正面下部や平面後部の筋等の有無、及び、本体側面の斜めの凹凸筋模様の有無等の相違を加味するとともに、使用状態や公知意匠等を参酌して評価すると、意匠全体として異なる美感を起こさせ、類似しないと思われる。（以下、アンダーラインは筆者の記入である。）

【本件意匠】



【被告製品 4】



【要旨】

「1 争点1（本件意匠と被告意匠の類否）について」

「(2) 本件意匠の構成態様

ア …別紙「本件意匠の構成態様」の「裁判所の認定」欄記載のとおり…」（筆者注：「別紙」記載は以下のとおり。）

『基本的構成態様

(A3) 本件意匠は、略扁平直方体状のデータ記憶機に関する意匠であって、本体、溝部及びプレートから構成されている。

(B3) 平面及び正面には、各面の全幅に渡りプレートが形成されている。また、溝部は、プレートと本体の間に設けられている。

(C3) プレートは略全体に渡って平坦であって、プレートの平面から正面へと繋が

る角は、側面視円弧状に湾曲している。一方、プレートの平面から背面に繋がる角は直角に折れ曲がっている。

具体的構成態様

(D3) プレートの正面側は、底面前方端にまで入り込むように形成されており、正面から底面へと繋がる角は側面視円弧状に湾曲している。

(E3) プレートの正面側の正面視における下端よりもやや上の位置に開口部が設けられ、開口部の上に縦筋が設けられている。

(F3) プレートの平面側後方には、横筋が設けられている。

(G3) 本体側面に筋は設けられていない。

(H3) 幅：高さ：奥行きのサイズ比は、約 3：9：15 である。

(I3) 高さ全体に対して上方約15%が湾曲部として形成されている。

(J3) 平面のプレートに沿って形成された溝部には、通気口がない。

(K3) 本体側面に通気口は設けられていない。

(L3) 本体側面のプレートと接しない辺に溝部は設けられていない。』

「イ 補足説明

(ア) プレートについて

…「プレート」とは、…平面及び正面の表面部分と本体との間に溝部が設けられることによって、平面及び正面の表面部分側に、略全面に渡って一定の厚みで形成された薄い1枚の板状の部分であって、略全面に渡って平坦であるとともに、背面図、左側面図及び右側面図から明らかなおり、平面から正面へと繋がる角は側面視円弧状に湾曲している。このプレート部分は、上記のような配置及び形状から、本件意匠を視認する者において本体や溝部とは明瞭に区別して把握されるものである。

このことに鑑みると、プレート部分は、独立の構成として特定するのが相当であるとともに、本件意匠の骨格的な形態をなすものとして基本的構成態様に位置付けるべきである。

(イ) 具体的構成態様(D3)について

…正面下端から底面への湾曲の程度等は、平面及び正面の接続部に形成されている湾曲と異なり、必ずしも大きくはない上、本件意匠公報が縦置きを前提としていること、…原告製品のほか、被告製品の宣伝広告等における商品画像及び宣伝文句は、縦置きがより一般的な使用態様であることを念頭に置いたものと理解されることなどに鑑みると、本件意匠の正面下部から底面へかけての部分の構成は、本件意匠における骨格的な形態として位置付けるべきものとまではいえない。…

ウ その他の被告の主張について

(ア) 基本的構成態様(B3)について

…被告は、溝部の形成される部分とも関連して、プレートが形成されている部分につき「平面及び正面」ではなく「平面及び正面だけ」とすべき…主張する。

…本体側面の背面及び底面に接する辺に溝部が設けられていないことを取り上げることは相当である。もっとも、溝が設けられていないことにより、本体側面は、背面及び底面に接する辺に至るまで平坦な面として連続していることになるから、この点をもって特徴的な構成とまではいえない。このことと、「プレート」が「平面及び正面」に形成されていることが基本的構成態様(B3)として位置付けられることとを併せ考えると、本体側面の背面及び底面に接する辺に溝部が設けられていないことは、本件意匠における骨格的な形態とまではいえず、具体的構成態様として位置付けるのが相当である。…

(イ) 基本的構成態様(C3)について

…背面に関わる形態であると同時に平面にも関わる形態であり、かつ、基本的構成態様に位置付けられるプレートの一端に関わる形態でもあること、平面から正面へと繋がる角が側面視円弧状に湾曲していることと対になる関係にある形態であること、左右の側面視及び正面左右の斜め方向から見ることにより容易に把握し得るものであることを踏まえると、本件意匠における骨格的な形態と見ることができる。…

(ウ) 具体的構成態様(E3)について

…構成態様(E3)は、本件意匠の正面下端側やや上部の位置に設けられた構成にすぎず、その形状及び大きさも併せ考えると、本件意匠における骨格的な形態とまではいえない。…

(エ) 具体的構成態様(F3)について

…構成態様(F3)は、本件意匠の平面の平面視後方側（背面側）の位置に設けられた構成にすぎず、その形状も、平面の全幅に渡り形成された細い1本の横筋にすぎないことに鑑みると、本件意匠における骨格的な形態とまではいえない。…

(3) 被告意匠の構成態様

ア …（筆者注：被告意匠の基本的構成態様は、本件意匠と全く同一。）

イ 被告の主張について

被告は、被告意匠の…「平面、正面、背面及び底面の全てには、各面の前面に渡りプレートが形成されている。」ことが基本的構成態様であると主張する。…

しかし、本件意匠において平面及び正面に形成されたプレートが基本的構成態様とされる理由は前記（(2)イ(ア)）のとおりである。また、被告意匠の背面及び底面に形成されたプレートは、その配置及び形状に加え、これらのプレートに対応する溝部の

幅の狭さと相まって、被告意匠を視認する者において本体や溝部とは必ずしも明瞭に区別して把握されるものとはいえない。…具体的構成態様とするのが相当である。

(4) 本件意匠と被告意匠との共通点・差異点

…（筆者注：基本的構成態様（A, B, C）は共通し、具体的構成態様のうち（H）（I）が共通する。その他は、差異点である。）

(5) 本件意匠の要部

ア 本件意匠に係る物品の需要者、用途及び使用態様

(ア)…需要者は、製品をテレビやパソコン等の付近に設置し、一旦設置した後は頻繁に置き場所ないし置き方を変更するようなことはなく、それを手にとって見る機会もそれほど多くない…

(ウ) …これらの事情を総合的に考慮すると、需要者の観点からは、データ記憶機の使用態様につき、縦置きがより一般的であることを念頭に置きつつ、横置きもなお一般的といえることを踏まえて、本件意匠の要部を検討すべきである。

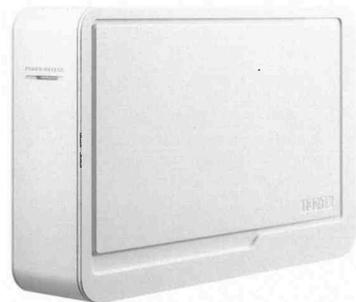
イ 需要者が注目する部分

…需要者の注意を惹く程度については、縦置き・横置き両場合の正面に加え、縦置きの場合の平面並びに平面及び正面を斜め方向から視認する場合の左右の側面がより強く、横置きの場合に上面となる側の側面並びに正面及び上記側面を斜め方向から視認する場合の平面はこれらよりやや弱いものと考えるのが相当である。

ウ データ記憶機に係る公知意匠

被告は、本件意匠の意匠登録出願前に公知となった意匠として、乙1意匠～乙6意匠を指摘する。…

(イ) 乙1意匠



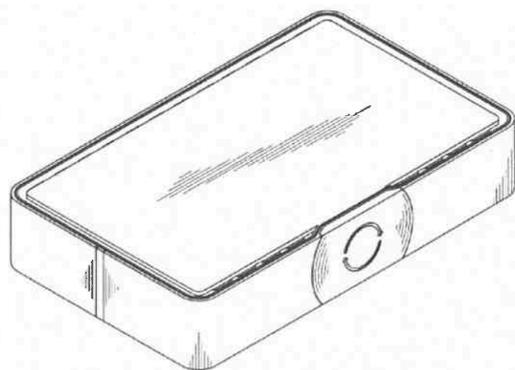
…乙1意匠には、平面及び正面のみならず背面及び底面にも、一定の厚みの薄い1枚の板に見える形状の部分は認められない。…さらに、…平面から背面も側面視円弧状に湾曲している。…

(ウ) 乙2意匠



…乙2意匠の正面上端部分には、全幅に渡る細い横筋（電源ランプ部分）が見られる。また、平面から正面へと繋がる角部にはイジェクトボタンが設けられている…。このため、…「1枚の板」と見ることはできないし、平坦であるともいえない。…さらに、…平面から背面も側面視円弧状に湾曲している。…

(カ) 乙4意匠



…正面は上記横筋状部分により、平面は上記中央部分により、いずれもプレートが分断されており、平面及び正面の全幅に渡り一定の厚みの薄い1枚の板に見える形状の部分が形成されているとはいえず、また、平坦ともいえない。…さらに、…平面から背面も側面視円弧状に湾曲している。…

(ク) 以上によれば、乙1意匠～乙4意匠は、いずれも、略扁平直方体状である点では本件意匠と共通するものの、本件意匠の「プレート」に相当する構成を有しない。そうである以上、「プレート」の存在を前提とする本件意匠の基本的構成態様(A1)～(C1)のいずれとの関係でも、乙1意匠～乙4意匠を本件意匠に先行する公知意匠ということとはできない。…

したがって、乙1意匠～乙6意匠は、本件意匠の要部を検討するに当たり、本件意匠に先行するものとして考慮すべき公知の意匠ということとはできない。…

エ 以上を踏まえると、需要者は、本件意匠の構成態様のうち、基本的構成態様(A3)～

(C3)に注目すると考えられるから、これをもって要部と見るのが相当である。

オ 被告の主張について

…具体的構成態様(E3)をも本件意匠の要部に含めるべき旨を主張する。

しかし、…位置的にも大きさの点でも、それ自体は必ずしも目立つものではない。  
…また…その関心の程度は重大とまではいえず、…さらに、本件意匠において、上記縦筋にLEDランプを設けることは、そもそもその構成に含まれていない。その点を措くとしても、データ記憶機の正面に電源ランプを設けること自体は、本件意匠の意匠登録出願前の公知意匠に見られる構成であり（乙1意匠、乙2意匠、乙5意匠）、本件意匠の意匠登録出願前の時点で、既にありふれた構成態様で…本件意匠の要部に含めることは相当でない。…

(6) 本件意匠と被告意匠の対比

ア 本件意匠の要部について

…本件意匠の要部は基本的構成態様(A3)～(C3)すなわち基本的構成態様の全てであるところ、これらの構成態様と被告意匠の基本的構成態様(a3)～(c3)とは、本件意匠と被告意匠との共通点である。これらの共通点が意匠全体の印象に与える影響は非常に強く、本件意匠と被告意匠とに接した需要者は、両意匠から共通する印象を強く感じるといえる。

イ その他の共通点について

具体的構成態様(H3)は、…意匠に係る物品全体の輪郭に関するものであり、その使用態様に鑑みると、需要者が容易に視認し得るものである。

また、…具体的構成態様(I3)は、本件意匠の要部に含まれるプレートの平面から正面へと繋がる角に関するものであり、…需要者が容易に視認し、その注意を惹かれる部分である。

したがって、これらの構成態様が共通していることは、本件意匠の要部に係る構成態様が共通していることにより生じる両意匠の印象の共通性を一層強める…

ウ 本件意匠と被告意匠の差異点について

(7) 本件意匠の具体的構成態様(D3)及び(E3)と被告意匠…

…態様(D3)…正面に設けられた構成である上、本件意匠の要部に含まれるプレートにおける構成であることから、需要者の注意を惹き、その視覚を通じた美感の形成に寄与する部分ではある。

しかし、…プレートの末端である正面下端から底面へと繋がる角周辺の形態であるにすぎず、また、本件意匠の…湾曲の程度等も、面取りがされている程度の印象しか需要者に与えず、特徴的なものではない。このため、…異なる印象を需要者に与える

ほどの差異とはいえない。

…態様(E3)…本件意匠の開口部及び縦筋が設けられた位置は正面下端側であり、位置的にも大きさの点でも、必ずしも目立つものではない。…異なる印象を需要者に与えるほどの差異とはいえない。…

(イ) 本件意匠の具体的構成態様(F3)と被告意匠…

…態様(F3)は、…位置は背面に近い側すなわち正面から見た場合の後方側である上に、強い印象を与えるほどの太さもない1本の直線的な筋にすぎず、特徴的な形状でもない。…

(ウ) 本件意匠の具体的構成態様(G3)と被告意匠…

被告意匠の…斜線状の筋は本体側面の全面に渡って平行に設けられており、需要者の注意を惹き、その視覚を通じた美感の形成に寄与する部分ではある。

もつとも、上記斜線状の筋の一つ一つは細く、多数が規則的に平行に設けられており、当該構成態様の部分を含め被告製品全体が一色で統一されていることとも相まって、強く需要者の注意を惹く形状とまではいえない。

また、当該部分は、正面視及び平面視によっては視認し得ないし、縦置きされた被告製品の平面及び正面を左右の斜め方向から視認した場合、斜線状の筋の細さもあって、視角が小さくなるにつれ視認し難くなるものと思われる。他方、被告製品が横置きされた場合は、縦置きの場合と比較して当該部分を視認しやすくなるけれども、…この場合の需要者の注意を惹く程度については、縦置きの場合に比してやや低く評価するのが相当である。…

(エ) 本件意匠の具体的構成態様(J3)と被告意匠…

…通気口…に係る差異点は、意匠全体の印象に与える影響は強くない…

(オ) 本件意匠の具体的構成態様(K3)と被告意匠…

…通気口は、…斜線状の筋に係る構成態様(g3)自体…強く需要者の注意を惹く形状とまではいえないことも踏まえると、…意匠全体の印象に与える影響は弱い…

(カ) 本件意匠の具体的構成態様(L3)と被告意匠…

…被告意匠においては、…背面及び底面にプレートが形成されており、これらのプレートと本体との間に溝部が設けられている。もつとも、…縦置き・横置きを問わず背面及び底面を視認する機会は需要者にとって必ずしも多くなく、視認した場合もさほど強く注意を惹かれない…

また、…左右側面から視認する場合を除き、被告意匠を視認する者において本体や溝部とは必ずしも明瞭に区別して把握されるものとはいえない。…

エ 以上の事情を総合的に考慮すると、本件意匠と被告意匠と差異点は、それ自体も、

また、これらを組み合わせたとしても、そのもたらす印象をもって共通点がもたらす印象を凌駕するという事はできない。

したがって、本件意匠と被告意匠とは、需要者の視覚を通じて起こさせる美感によれば、類似する…」

## 【検討】

### 1. 本件意匠の認定

#### (1) 判定における認定

裁判所の認定は、上記のとおりであるが、判定では、以下のように認定する。なお、判定は、基本的構成態様と具体的構成態様を特に区別なく認定するが、認定内容は、全体（基本）的態様から具体的態様へととなっている。一般に基本的構成態様と具体的構成態様とに分けるのは、単に分かりやすさのためのもので、類否判断上の特別な意味はないと思われる。

判定は、「(1) 本体は、略偏平直方体状とし、幅、高さ及び奥行きそれぞれの長さの比率を約1対3対5としたものである。(2) 後方の上側及び下側を直角の角部とし、前方の上側及び下側の角部を湾曲面にしたものであり、前方上側の湾曲面は、前方下側の湾曲面よりも少し大きく、本体の高さの約7分の1を占めるものである。(3) 本体の段差を設けた上辺と前辺と少し底辺に回り込んだ所に、本体幅よりも僅かに幅の狭い表面板状部（プレート部）を貼り合わせたような形態で、その結果、側面視で、本体側面とプレート部との間に一条の溝が表れているものである。(4) プレート部は、上面の後方から前面の下方にかけて、一つながりの平滑なものである。(5) 前面は、下端寄りにてプレート部が上下に分かれており、下側プレート部の上端中央に浅くて幅の広い切り欠き部を設けて、上側プレート部との間を開口部とし、上側プレート部の下端中央には縦筋状の切り欠き部を設けたものである。(6) 上面は、平面視でプレート部の後端寄りに横溝を設けたものである。(7) 左右両側面は、前記段差以外の全面を平滑なパネル状としたものである。(8) 背面は、端子用の接続部や電源スイッチを設けていないものである。(9) 底面は、前面から回り込んだプレート部と左右両側面から折れ込んだパネル状部分との隙間が、縦長T字状の溝として表れているものである。(10) 色彩を施していない形状のみのものである。」と述べる。

判定は、「表面板状部（プレート部）」について、「(3)本体の段差を設けた上辺と前辺と少し底辺に回り込んだ所に」設けられたもので、「(4)プレート部は、上面の後方から前面の下方にかけて、一つながりの平滑なものである。」と認定する。確かに、プレートは「一つながり」のものと視認される。したがって、裁判所の「(B3)

平面及び正面には、…プレートが形成されている。」との認定は、本件意匠において視覚的に認識される「一つながりのまとまりあるプレート形態」の一部でしかない。

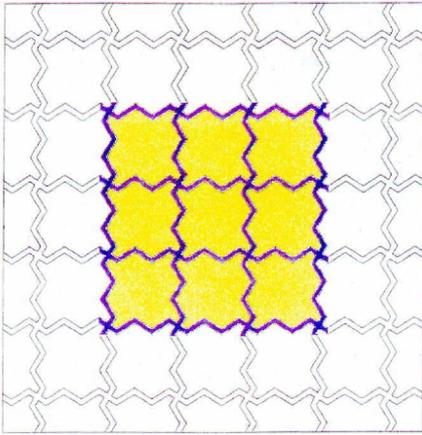
以上を踏まえて、両意匠について、視覚を通じて美感を起こさせるまとまりある基本的形状等を素直に認定するならば、本件登録意匠は、「全体が略扁平直方体で、正面上下部の2角を湾曲面とし、平面と正面及び底面に若干回り込んで、本体に溝を設けてプレートを形成した態様」であり、被告意匠は、「全体が略扁平直方体で、正面上部の角を湾曲面とし、正面背面平面底面の4周囲に、本体に溝を設けてプレートを形成した態様」である。これに対して、両意匠のプレートを、「平面及び正面に…形成されている」と認定することは、両意匠のまとまった形態（ゲシュタルト）としてのプレート全体から、無理やり言葉の上で「平面及び正面」のみを切り離して認定することである。プレート全体の一部である「平面及び正面」部分のみでは、視覚を通じて美感を起こさせる意匠ではない。

## （2）視覚を通じて美感を起こさせるもの

意匠の認定は、単に「物品等の形状等」を認定するのではなく、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」（意2条1項）を認定しなければならない。（以下の裁判例は意匠法3条2項に関するものであるが、意匠の認定は同様と解される。）

例えば、①知財高判平成20・8・28〔研磨パッド〕平成20（行ケ）10069号は、「本願意匠においては、正面の研磨面全体に規則的に複数の溝が交差して設けられ、研磨面全体が、溝によって複数に区切られ、区切られた各研磨部は、特有の形状を呈している。溝によって区切られた各研磨部の形状は、溝の構成、配列と密接不可分な関係があるが、溝の構成、配列のみが見る者に対して視覚を通じた美感を起こさせる構成要素であるというべきではなく、むしろ、本願意匠においては、正面視における各研磨面の形状が、見る者に対して、強い印象を与える特徴部分であるというべきである。」と述べる。

【本願意匠「研磨パッド」】



意匠の類否判断は、両意匠の美感の類否の判断であり、「美感を起こさせる構成要素」を的確に認定する必要がある。また、意匠全体についてのみならず、部分の構成態様についても同様の観点から認定する必要がある。すなわち、②知財高判平成27・7・9〔遊戯用器具の表示器〕平成27（行ケ）1004号は、「原告の主張するように、数字表示部の桁数、数字表示部の大きさ、又は数字表示部の配置を多少変更させることは、個別に分断して検討すれば、それほどの創意工夫とはいえないであろうが、これらを全体的に観察すると、大型数字表示部に隣接して配置された多数の数字よりなる小型数字表示部が、倒し字状のものとして、一体の美感を形成しているのである。」と述べる。

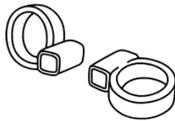
【本件登録意匠「遊戯用器具の表示器」】（丸は筆者記入）



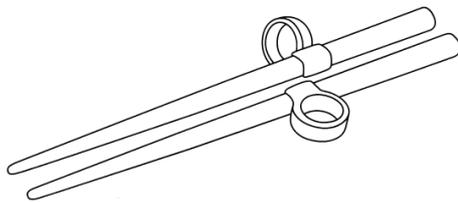
部分的な形状等についても、「一体の美感を形成している」構成を認定するべきであり、その認定が類否判断でも基礎となる。また、物理的に分離した部分であっても、「一体の美感を形成しているもの」として「まとまり感のある一体の美感を形成している態様」と認定できる場合もあり、当該「まとまり感のある態様」を認定し、美感

の類否を判断しなければならない。例えば、③知財高判平成30・2・26〔箸の持ち方矯正具〕平成29（行ケ）10181号は、「本件意匠は、構成部品A、構成部品Bの2つの部品からなり、…これら2つが対になって一体の美感を形成しているものである。」と述べる。

【本件登録意匠「箸の持ち方矯正具」】



【持ち方矯正具を箸に取付けた状態の参考斜視図】



### （3）プレート

裁判所は、プレートについて、「平面及び正面の表面部分側に、略全面に渡って一定の厚みで形成された薄い1枚の板状の部分であって、…本体や溝部とは明瞭に区別して把握されるものである。」と述べる。しかし、プレートの態様の一部を構成する「(D3)プレートの正面側は、底面前方端にまで入り込むように形成されており、正面から底面へと繋がる角は側面視円弧状に湾曲している。」との態様は、本件意匠の基本的構成態様には含まれないとしている。その理由は、①「底面への湾曲は、大きくはない」、②「本件意匠公報が縦置きを前提としている」、③「原告製品のほか、被告製品の宣伝広告等に…縦置きがより一般的な使用態様である」ことである。

しかしながら、①湾曲は小さいとしても、上下角はともに明らかな湾曲面として視認される。②本件意匠の4つの斜視図には底面方向もある。③宣伝広告でも横置きは否定されていない。むしろ、需要者はプレートを一体のものとして視認するのであり、本件意匠は「一つながりの」プレートとして美感を起こさせる形態である。この「プレート全体」が基本的構成態様を構成するものである。（なお、後記のように、公知意匠参酌をすると、正面下部角の湾曲面も含めた「プレート全体」が本件意匠の要部である。）

### （4）略扁平直方体状本体

被告は、本件意匠のプレートが「平面及び正面だけ」である点も基本的構成態様と認定すべき旨主張するが、裁判所は、「本件意匠における骨格的な形態」とはいえな

いと述べる。

しかし、本件意匠の構成について正当に認定していないものと思われる。すなわち、判定も認定するように、本件意匠は、まず本体全体が「略扁平直方体状」である。この「略扁平直方体状本体に「平面と正面及び底面に若干回り込んで一体的プレート」を形成した態様がもっとも基礎的な構成である。「略扁平直方体状本体」と「プレート」の組み合わせ、この異種形状の対比的構成の全体が、「まとまりある形態」として意匠を構成するものであり、需要者の視覚を通じて認識され、美感を起こさせる意匠の構成態様である。そうすると、「本体背面底面に溝部やプレートがないこと」は、「背面側の上下角は直角」の態様であり側面は「平坦面」の態様であることを意味するが、これらの態様も本体が「略扁平直方体状」であるとの認定に含意されている。したがって、「略扁平直方体状」は、それ自体では特徴がないありふれた態様であるが、本件意匠の基本的構成態様を構成するものであり、「溝がない平坦面」もこの態様に包含されている。

#### (5) プレート背面の態様

裁判所は、「(C3) …プレートの平面から背面に繋がる角は直角に折れ曲がっている。」と認定する。しかし、平面後端部が直角であることは、プレートの形状ではなく、本体の形状である。本件意匠のプレートは背面に「折れ曲がっていない」。これに対して、被告意匠のプレートは、背面に連続し「直角に折れ曲がっている」。この角部の態様を、両意匠の共通点ということはできないと思われる。

なお、「プレートの一部（後端部）」であるから基本的構成態様に認定されることは妥当であろう。だがそれならば、「プレートの正面下方角が湾曲面」である点も同様に基本的構成態様とすべきである。すなわち、プレート正面下方角の湾曲面は、後端と同様に、①底面に関わると同時に正面にも関わり、かつ、プレートの一端に関わる形態でもある。②正面上方角の湾曲面と対になる関係にあり、後端部直角形状よりも対の関係は明らかに強い、③側面視及び正面左右の斜め方向から見ることにより容易に把握し得るものである。したがって、本件意匠における骨格的な形態を構成するものである。

## 2. 被告意匠の認定

被告は、「平面、正面、背面及び底面の全てに…プレートが形成されている。」ことも基本的構成態様であると主張したが、裁判所は、「本体や溝部とは必ずしも明瞭に区別して把握されるものとはいえない」と述べる。しかし、この認定は、明らかな

誤りといわねばならない。被告意匠のプレートは、背面及び底面も正面及び平面のプレートと同一構成であり、溝部も同一構成である、かつ、各面プレートが連続しており、一まとまりのプレートとして一体の美感を起こさせるものである。

### 3. 本件意匠の要部

#### (1) 裁判所の要部認定

裁判所は、「需要者は、基本的構成態様(A3)～(C3)に注目する」から、これが要部と述べる。その根拠は、①「需要者の注意を惹く程度については、縦置き・横置き両場合の正面に加え、縦置きの場合の平面並びに平面及び正面を斜め方向から視認する場合の左右の側面がより強」いこと。及び、②「乙1意匠～乙6意匠は、本件意匠の要部を検討するに当たり、本件意匠に先行するものとして考慮すべき公知の意匠ということはできない。」ことである。

しかし、これらの検討から、なぜ「基本的構成態様(A3)～(C3)に注目する」との結論が導かれるのかは、定かでない。①からは、「正面、平面、及び左右側面の態様」が要部といえ、②から、公知意匠参酌してウエイト付を変更する必要はないことになろう。したがって、裁判所は、基本的構成態様のみを要部としているが、正面、平面、及び左右側面における具体的構成態様が需要者の注意を引かないという理由は上記の検討では不明である。一般的に、基本的構成態様は全体の骨格的な態様であり需要者の注意を惹くものであるが、具体的な構成態様も特徴的な場合は要部を構成するとされる。また、②公知意匠参酌を全く不要とする点についても、疑問がある。本件についても、公知意匠を参酌すべきであり、特徴的な具体的構成態様も要部と認めるべきものと思われる。

#### (2) 本件意匠の要部

##### (ア) 需要者、用途及び使用態様

本件意匠の要部は以下のように認定すべきと思われる。

この種「データ記憶機」は、手で持てる小さなものであり、安定的な横置き等も考慮すると、需要者は、この種意匠のまず「全体的構成」に注目するとともに、正面、平面、及び大きな面を占める側面の態様を中心に注目し、加えて、機能的な要素（操作ボタンや通気孔等）にも注意を惹かれる。

##### (イ) 公知意匠の参酌

また、この種意匠の先行公知意匠を参酌すると、判定が述べるとおり、①「本体を略偏平直方体状とした形態はありふれたもの」で、②「略偏平直方体としたものに

は、種々の比率のもの」があり、③「前方上側の角部を湾曲面としたものは、この物品分野において従来から見受けられる形態（参考意匠1ないし3）」である（参考意匠2は、乙1意匠と同じ。）。

【参考意匠1】



【参考意匠3】



なお、判定が参酌する「参考意匠」は、いずれも「前方上側の角部」以外の角部も湾曲面としているが、「前方上側の角部を湾曲面としたもの」は公知の態様であることの事例として参酌されている。このような当該部分にのみ着目する公知意匠参酌は、「美感を起こさせるもの」としての構成態様の認定においてはやや疑問がある。だが、参酌すべき公知意匠であることは間違いない、むしろ、角部を湾曲面とした態様は公知であるが、本件意匠の正面上下の2角のみを湾曲面とした態様はなく、新規と評価すべきであろう。また、参考意匠1ないし3は正面上部に横筋やランプが付加されているが、全体が略扁平直方体状で「前方上側の角部を湾曲面としたもの」として認定されている。これは細部の構成を省略的に認定したもので、付加的要素を除き

ベースとなる形態を視認するという、自然な視認性を前提としており妥当である。

裁判所は、乙1意匠～乙4意匠は、「本件意匠の「プレート」に相当する構成を有しない」と述べる。しかし、本件意匠の「プレート」と全く同一でなくとも、「プレート状形態」があれば、「先行する公知意匠」ということはでき、本件意匠の要部認定において参酌すべきである。また、本件意匠も「細い横筋（電源ランプ部分）」等と同様なボタンや溝があっても「平坦なプレート」と認定される。したがって、乙2と乙4意匠（及び参考意匠1）から、プレートを周囲に設けた態様は、公知であったと認定される。そして、参考意匠3は、底面と背面の2面がプレートの構成であり、横置き状態では、本件意匠と2面がプレートの構成という点で近似する。参考意匠3も参酌すると、プレートのうち特に「底面に回り込んで弧状曲面を形成した」態様が需要者の注意を惹く部分といえよう。

すなわち、本件意匠の基本的構成態様のうち「略偏平直方体状本体」や「前方上側の角部を湾曲面としたもの」は、公知である。しかし、「正面と平面のみ」にプレートを設けた構成はあまり例がなく（参考意匠3があるが）、さらに、具体的構成態様のプレート正面下方の角部を弧状曲面とした態様は、公知意匠にはなく需要者の注意を惹く部分である。したがって、「全体が略偏平直方体で、正面上下部の角を湾曲面とし、平面と正面及び底面に若干回り込んで、本体に溝を設けてプレートを形成した態様」は、意匠全体に係る基本的構成態様であり、特に、プレート正面上下部の角を湾曲面とした態様は公知意匠になく需要者の注意を惹くもので、本件意匠の要部である。

## 5. 本件意匠と被告意匠の対比

### （1）共通点について

裁判所は、「本件意匠の要部は…基本的構成態様の全てであり…被告意匠との共通点である」と述べる。しかしながら、被告意匠の基本的構成態様は「プレートを全周に設けた」態様であり、両意匠の基本的構成態様は異なると思われる。また、本件意匠の要部には「平面と正面及び底面に若干回り込んで、本体に溝を設けてプレートを形成した態様」も含まれ、この点においても顕著な相違がある。したがって、両意匠は全体として類似の美感を起こさせるものではない。

### （2）差異点について

#### （ア）(D3)「プレート前側下方のまわり込み」及び(E3)「正面下部の開口部と縦筋」

裁判所は、「底面へと繋がる角周辺の形態であるにすぎず、また、…面取りがされている程度の印象しか需要者に与えず、特徴的なものではない」と述べる。しかしな

がら、全体がシンプルな略扁平直方体状の意匠において、正面上方と下方の角部を大小の湾曲面とした態様は、「対の関係」として顕著に需要者の注意を惹くものである。また、「前面下端寄りの開口部や切り欠き部の有無の相違と共に目に入ってくる部分の相違」（判定）であり注意を惹くものである。さらに公知意匠を参酌すると、略扁平直方体本体の正面2角を大小の湾曲面としたものはなく、顕著に需要者の注意を惹くものといえる。

そして、「本件意匠の開口部及び縦筋」も、判定が述べるとおり、「前面部分における相違であり、プレート部の前面を1枚の平滑な面としたものであるか否かは、一見して気が付く相違であるし、開口部や切り欠き部の有無の相違は、操作性に関わる相違との印象をもたらすものである」。

#### (イ) (G3)「斜線状の筋」の有無

裁判所は、被告意匠の「斜線状の筋は本体側面の全面に渡って平行に設けられており、需要者の注意を惹き、その視覚を通じた美感の形成に寄与する」と述べるが、結局「なお、意匠全体の印象に与える影響は強くない」とする。

しかしながら、判定が述べるとおり、「全面に及ぶものであるから、一見して気が付く相違であり、通気口の有無の相違も加わって、…両意匠の類否判断に及ぼす影響は、大きい。」といえる。そして、公知意匠を参酌すると、この種意匠において本体側面の態様は様々にデザインされていることが明らかであり、被告意匠の本体側面も特徴的な態様である。被告意匠の4周にプレートを設けた態様は公知であるが、本体側面の「斜めの凹凸筋模様」は新規な特徴的態様であり被告意匠の要部を構成するものである。したがって、両意匠の側面部分の相違は需要者に異なる美感を起こさせるものである。（被告意匠についても要部認定をすべきことについては、梅澤修「意匠の類否判断の課題」工業所有権学会報43号169頁以下参照。）

## 6. 総合的な類否判断

裁判所は、「本件意匠の要部は基本的構成態様の全てであるところ、これらの構成態様と被告意匠の基本的構成態様とは、本件意匠と被告意匠との共通点である。これらの共通点が意匠全体の印象に与える影響は非常に強く、本件意匠と被告意匠とに接した需要者は、両意匠から共通する印象を強く感じる」と述べる。

しかし、以上検討したとおり、両意匠の形状等について、視覚を通じて美感を起こさせるまとまりある形態を素直に認定するならば、本件登録意匠は、「全体が略扁平直方体で、正面上下部の2角を湾曲面とし、平面と正面及び底面に若干回り込んで、本体に溝を設けてプレートを形成した態様」であり、被告意匠は、「全体が略扁平直

方体で、正面上部の角を湾曲面とし、正面背面平面底面の4周囲に、本体に溝を設けてプレートを形成した態様」である。したがって、両意匠は、上記プレートの基本的構成態様において明らかな相違があり、さらに、プレート正面下部や平面後部の筋等の有無、及び、本体側面の斜めの凹凸筋模様の有無等の相違を加味するとともに、使用状態や公知意匠等を参酌して評価すると、意匠全体として異なる美感を起こさせ、類似しないものである。